

様式例（法第10条第1項関係）

令和7年度 活動予算書  
 法人成立の日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人犬猫ライフ

科 目	金 額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	600,000		
賛助会員受取会費	300,000		
		900,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	3,500,000		
施設等受入評価益			
		3,500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4 事業収益			
事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			4,400,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
備品費	500,000		
旅費交通費	200,000		
飼養費	1,500,000		
消耗品費	470,000		
HP維持費	113,000		
医療費	1,440,000		
その他経費計	4,223,000		
事業費計		4,223,000	

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			4,223,000
当期経常増減額			177,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			177,000
設立時正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額			177,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。

様式例（法第10条第1項関係）

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人犬猫ライフ

科 目	金 額 （単位：円）		
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	800,000		
賛助会員受取会費	500,000		
		1,300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	3,900,000		
施設等受入評価益			
		3,900,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4 事業収益			
事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			5,200,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
備品費	600,000		
旅費交通費	240,000		
飼養費	1,800,000		
HP維持費	70,000		
消耗品費	600,000		
医療費	1,728,000		
その他経費計	5,038,000		
事業費計		5,038,000	

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計			
経常費用計			5,038,000
当期経常増減額			162,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			162,000
前期繰越正味財産額			177,000
次期繰越正味財産額			339,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区分したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費＋管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。